

6月19日 集落営農に関する検討会を開きました。

- ◎ 設立準備委員の皆さん7人が参加して、普及センター・JA 越後中央の担当者と意見交換をしました。
その中で、いろいろな意見や質問が出ました。

発言1 「病気やけがのことを考えると集落営農に取り組む必要があるなあ。」

発言2 「『集落営農』がよく分からない。言葉はよく聞くけど、どうやって話を進めればいいのか？」



質問1 今の農地の貸し借りはどうなりますか？

回答1 集落営農の場合はそのまま。法人化して利用権設定する場合は、いったん解約し、法人と利用権設定する必要があります。

質問2 集落営農や法人での転作の配分はどうなりますか？

回答2 集落営農・法人に配分されるので、転作は内部で調整します。

質問3 認定農業者になっただけで、対策に加入できますか？

回答3 個人・法人では4haを超えること、集落営農では20haを超える必要があります。

意見 自分たちが個々に持っている機械をどうするかが課題。

意見 乾燥調製施設がないのでどうするかが課題。

集落営農って何ですか？

集落営農とは集落内の人たちが農地、機械の有効利用について相談して取り決め、農作業や農業機械をより効率的に活用し、農業経営をすることです。

平成19年度からの経営所得安定対策に集落営農として加入するためには、まず規約（農業経営方法の取り決めを文書にしたもの）の作成と経理の一元化（財布をひとつにすること：米の販売は組織で、肥料・農薬の支出も組織で行う）が必要です。

【三条市栄地区 尾崎泉地区生産組合の取り組み】

- 組合員の農地は法人と利用権設定し、組合員は地代を得ます。
- 機械・施設は組織で所有し、稲作の基幹作業（育苗、耕起、田植え、収穫、乾燥・調整）は組織でやって、栽培管理（肥料まき、水管理、除草など）は組合員に再委託します。組合員がこれまでどおり、自分の田んぼで自分の「米づくり」に関わる仕組みになっています。
- 米の出荷名義は組織名になり、販売代金は組織に入ります。
- 売り上げの配分は、個人の努力（収量・品質）に応じて設定するとともに、倒伏程度による作業料金の割り増しなど、個人の管理の良し悪しが反映されるシステムになっています。
- 専従者は無く、機械のオペレーター（年齢の若い数人）は時給制です。
- 構成員は平成18年現在143名。水稻作付160ha、作業受託16ha、育苗約37,000枚。地区のほとんどの人が参加しています。

今後の進め方 ◎最初に自分の所有する農業機械について確認してみましょう。

6月23日（金）農業機械についてのアンケートを行います。

6月26日（月）アンケートを回収します。

6月27～29日 アンケートを集計します。

6月30日（金）午後7時から 集落営農検討会を行います。